

# 大地震・津波発生時等における学校の対応について

令和5年4月

津市立西橋内中学校

	〈1〉津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合	〈2〉津市内で震度5弱の地震が発生した場合	〈3〉津市内で震度4の地震が発生した場合
<b>始業前</b>	① 休校とします。 津波警報・大津波警報による避難指示の発令中は、休校とします。 ② 安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ③ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	① 当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとします。 ② 学校施設、通学路等の安全点検後、学校から連絡をします。	① 通常どおり授業を実施します。 (通学の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。)
<b>登下校時</b>	① 校内にいる生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、〈1〉、〈2〉の在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の生徒の避難誘導を行います。帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導する等、安全確保を行います。(登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。) ③ 生徒は、安全な場所に避難します。(通学途中の避難場所について、ご家庭でもご相談ください。)		① 通常どおりの登下校とします。 ② 職員が校区巡視を行います。 (登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。)
<b>在校時</b>	(早めの登校や下校後の活動、休日の部活動等で一部の生徒が在校している場合も同じ対応をします。) ① 生徒を避難場所へ誘導、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、 <u>保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで生徒を保護します。</u> (学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。) ④ 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合は、津波避難計画に基づき、設定した <u>避難場所</u> (①学校校舎4階、②新町小学校、③附属中学校)に避難します。出迎えがあるまで、避難場所で生徒を保護します。対象地域は、避難指示が解除されるまで、保護者も共に避難をお願いします。		① 通常どおり授業を継続します。 ② 職員が学校施設、通学路等の安全点検を行います。 * 被害の状況等によっては、〈1〉および〈2〉に準じて適切な措置をとります。
		② 被害の状況等により、授業が継続できるか、打ち切るかを判断し、保護者に連絡します。 ③ 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、通常の下校、教職員引率による集団下校、保護者等の出迎えによる下校等の措置を状況により判断します。	

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、緊急時連絡方法(マチコミメール配信等)で行いますが、状況により災害用伝言ダイヤル(171)を使用します。